

# 警備員教育を行う者等を定める規程

平成八年十二月四日

国家公安委員会告示第二十一号

最近改正平成十七・一一国公委告二九

警備業法施行規則（昭和五十八年総理府令第一号）第二十六条〔現行は第三十八条〕第二項及び第四項の規定に基づき、警備員教育を行う者等を定める規程を次のように定める。

（基本教育を行うことができる者）

第一条 警備業法施行規則（以下「府令」という。）第三十八条第二項の表の備考の一の国家公安委員会が定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 警備業法（昭和四十七年法律第百十七号。以下「法」という。）第二十二条第二項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「指導教育責任者資格者証」という。）の交付を受けている者
- 二 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第四条に規定する一級の検定に係る法第二十三条第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であって、警備員の指導及び教育について十分な能力を有すると認められるもの
- 三 検定規則第四条に規定する二級の検定に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上警備業務に従事しており、かつ、警備員の指導及び教育について十分な能力を有すると認められるもの
- 四 前三号に掲げる者のほか、府令第三十八条第一項に規定する基本教育を行うについて十分な能力を有する者として都道府県公安委員会があらかじめ指定する者

（教育義務の除外に係る警備員）

第二条 府令第三十八条第四項の表の三の項の国家公安委員会が定める合格証明書は、検定規則第四条に規定する一級の検定に係る合格証明書とする。

（業務別教育を行うことができる者）

第三条 府令第三十八条第四項の表の備考の一の国家公安委員会が定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 指導教育責任者資格者証の交付を受けている者（当該指導教育責任者資格者証に係る警備業務の区分の警備業務に係る業務別教育を行う場合に限る。）
- 二 検定規則第四条に規定する一級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、警備員の指導及び教育について十分な能力を有すると認められるもの（当該合格証明書に係る警備業務の区分の警備業務に係る業務別教育を行う場合に限る。）
- 三 検定規則第四条に規定する二級の検定に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該合格証明書に係る警備業務の区分の警備業務に継続して一年以上従事しており、かつ、警備員の指導及び教育について十分な能力を有すると認められるもの（当該合格証明書に係る警備業務の区分の警備業務に係る業務別教育を行う場合に限る。）

四 法第四十二条第二項に規定する機械警備業務管理者資格者証の交付を受けている者（機械警備業務に係る業務別教育を行う場合に限る。）

五 前各号に掲げる者のほか、府令第三十八条第一項に規定する業務別教育を行うについて十分な能力を有する者として都道府県公安委員会があらかじめ指定する者

附則

この告示は、警備業法施行規則の一部を改正する総理府令（平成八年総理府令第五十三号）の施行の日（平成九年四月一日）から施行する。

前文〔抄〕（平成一七年二月一八日国家公安委員会告示第二九条）

平成十七年十一月二一日から施行する。